

人材不足にお悩みの介護施設の皆さまへ

介護事業者支援ガイド

さまざまな支援メニューを紹介します

こんなときは	支援策(2ページへ)
新たに介護労働者を確保し、定着させたい	
指導・助言を受けたい	①福祉・介護人材マッチング機能強化(福祉・介護人材確保緊急支援事業)
相談したい	②福祉人材確保重点対策事業
あらかじめ適性をみたい	
訓練・資格取得などに協力しながら...	③求職者支援制度(3ページ参照)
	④公共職業訓練 ⑤介護労働講習(実務者研修等)
	⑥福祉・介護人材の参入促進(福祉・介護人材確保緊急支援事業)
	⑦潜在的有資格者等の再就業促進(福祉・介護人材確保緊急支援事業)
即戦力となる人材を育成したい	⑧ジョブ・カード制度での雇用型訓練 (新たに雇い入れる人向け)
職員の定着・レベルアップを図りたい	
職員の能力を引き上げたい	⑨介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 (福祉・介護人材確保緊急支援事業)
	⑩キャリア形成促進助成金
	⑪代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業
	⑫ジョブ・カード制度での雇用型訓練 (在職非正規雇用労働者向け)
介護福祉機器を導入したい	⑬中小企業労働環境向上助成金 (個別中小企業助成コース)
相談したい	⑭研修コーディネート事業

	支援メニュー	対象事業者	支援(助成)内容	問い合わせ
①	福祉・介護人材マッチング機能強化(福祉・介護人材確保緊急支援事業)	助言・指導を希望する介護事業者	専門員が介護施設の求人ニーズを把握し、人材の採用・定着のための指導・助言を実施	都道府県 福祉人材センター
②	福祉人材確保重点対策事業	助言・指導を希望する介護事業者	主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」を中心に、介護分野の就業経験者などが、求人充足に向けての助言・指導を実施	都道府県労働局・ハローワーク
③求職者支援制度は、3ページをご覧ください				
④	公共職業訓練	訓練生を受け入れる介護事業者	実習を組み込んだ職業訓練の受け入れ先となることにより、訓練生の適性などを見極め、採用につなげる	都道府県 職業能力開発主管課
⑤	介護労働講習(実務者研修等)			(公財)介護労働安定センター都道府県支部(所)
⑥	福祉・介護人材の参入促進(福祉・介護人材確保緊急支援事業)	ボランティア体験などを提供する介護事業者	介護分野への就職に関心があり、介護の職務内容を知りたい人に対して、介護施設でのセミナーやボランティア体験の機会などを提供して、介護の職務内容や実際の雰囲気伝える	都道府県 福祉人材確保 担当部局
⑦	潜在的有資格者等の再就業促進(福祉・介護人材確保緊急支援事業)	職場体験を受け入れる介護事業者	離職した介護福祉士や他分野からの転職者に対して、職場体験の機会を提供することで、求職者の適性などを確認し、採用につなげる	都道府県 福祉人材確保 担当部局
⑧	ジョブ・カード制度での雇用型訓練(新たに雇い入れる人向け)	雇用保険適用の介護事業者	正社員経験の少ない人や新規卒者を雇用し、訓練計画に基づき座学と職場実習の機会を提供する事業主に、訓練経費や訓練期間中の賃金などを助成	都道府県労働局・ハローワーク 地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地などの商工会議所)
⑨	介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保(福祉・介護人材確保緊急支援事業)	代替職員を雇い入れる介護事業者	介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を確保	都道府県 福祉人材確保 担当部局
⑩	キャリア形成促進助成金	雇用保険適用の介護事業者	事業主が、その雇用する労働者に職業訓練・教育訓練を行う場合、訓練期間中の賃金と訓練経費の一部を助成	都道府県労働局
⑪	代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	代替職員を雇い入れる介護事業者	職員を研修などに派遣する際、以下により代替職員を確保 ①自治体の委託を受けた人材派遣会社から派遣を受ける(派遣料負担なし) ②自治体の委託を受けて雇用(自治体から必要経費を支払い)	都道府県 介護保険担当課室
⑫	ジョブ・カード制度での雇用型訓練(在職非正規雇用労働者向け)	雇用保険適用の介護事業者	既に雇用している非正規雇用労働者を正社員化する目的で、訓練計画に基づき座学と職場実習の機会を提供する事業主に、訓練経費や訓練期間中の賃金などを助成	都道府県労働局・ハローワーク 地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地などの商工会議所)
⑬	中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース)	介護福祉機器の導入や介護労働者の雇用管理改善につながる制度等を導入し、雇用管理改善を図る事業主	介護福祉機器(移動用リフトなど)の導入や雇用管理制度等の導入に要した経費の1/2を助成 等	都道府県労働局・ハローワーク
⑭	研修コーディネート事業	相談を希望する介護事業者	介護施設における教育訓練の実施について、訓練のノウハウなどに関する相談・情報提供を実施	(公財)介護労働安定センター都道府県支部(所)

訓練生などの受け入れにご協力をお願いします

③求職者支援制度

問い合わせ

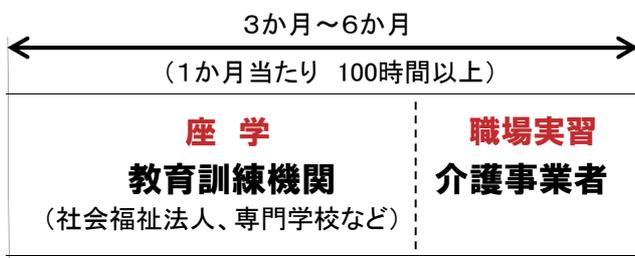
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業訓練支援センター

短期間の訓練生（実習生）
を受け入れ、
良ければ採用を考えたい

◆雇用保険を受給できない人（非正規雇用労働者など）に対し、職業訓練を実施するとともに、一定の要件を満たす場合に訓練期間中の生活を支援するための給付金（月額10万円）を支給することなどにより、早期の就職支援を行う制度。

◆訓練のコース

介護・福祉などの新規成長分野での再就職に必要な実践能力を習得するための訓練（3か月～6か月）で、座学と職場実習があります。このうち職場実習については、教育訓練機関から介護事業者の皆さまに委託して実施していただきます。



介護事業者のメリット

- 教育訓練機関（訓練実施機関）から実習受け入れ費が支払われます。（金額は双方の調整になります）
- 実習生の適性を把握した後、雇用につなげることができます。

◆実務経験がある人の採用を希望する場合は、ハローワークまたは都道府県福祉人材センター・バンクにお問い合わせください。